

最寄りの産科医療機関等が遠方の場合

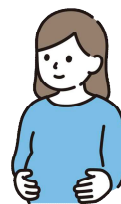
妊婦健診や分娩をする際の

交通費・宿泊費の一部を助成します

該当するかな？と
思われたら、まずは

こども家庭センター
0867-42-1816

にご相談ください



■対象者

真庭市に住所のある妊婦で（真庭市外へ里帰りする人も対象※）、妊婦健診や分娩をする最寄りの産科医療機関または周産期母子医療センターまでの片道が、概ね 60 分（分娩は 30 分）以上の移動時間を要する方（※里帰り先から医療機関などの間の距離が助成対象になります）

交通費：産科医療機関または周産期母子医療センターまで、妊婦が選択した交通手段（自家用車及び公共交通機関等）において、地理的条件や気象条件、交通事情その他の事情等を勘案した上で、標準的な移動時間が概ね 60 分（分娩は 30 分）以上を要する妊婦

宿泊費：出産予定日前から分娩予定医療機関等の近隣の宿泊施設に宿泊し、待機する必要がある妊婦

■助成内容

●交通費

産科医療機関または周産期母子医療センターまでの移動に要した費用（往復分）

- ・自家用車：(1 kmにつき 30 円+有料道路を利用した場合の実費額)×0.8
- ・公共交通機関（タクシーを含む）を利用した場合：実費額×0.8

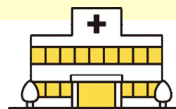


●宿泊費

出産までの間、待機のために産科医療機関等の近隣の宿泊施設で宿泊した場合の宿泊費

1泊あたりの実費額から 2,000 円を控除した額(上限 8,000 円)

※連続する 14 日間を上限とする



■申請方法

妊婦健診または出産をした日から 1 年以内に、以下の書類を添付し、こども家庭センターへ提出

必要なもの

- ①真庭市妊婦交通費支援助成事業申請書（様式第 1 号）
- ②親子健康手帳
- ③里帰り先の居住地の住所を示す資料
- ④診療明細書（親子健康手帳に記載されている日以外の妊娠・出産に係わる受診をした場合、または周産期母子医療センターを利用した場合）
- ⑤領収書など支払額がわかるもの（有料道路、タクシー、宿泊施設を利用した場合）

■お問合せ

まずはお気軽にご相談ください

真庭市こども家庭センター TEL 0867-42-1816

CENTRAL
GARDEN
MANIWA

令和 7 年 8 月